

2025年版

# リーダーズゼミ 10期生 プレゼミ

**知識編**

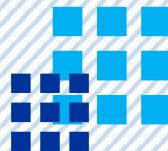
講師：山田齊明



**Readers ⇒ Leaders**

リーダーズ総合研究所





## 1

## はじめに

## 1 記述式の配点

記述式は、300点中、配点が60点というように、全体の2割を占める。行政法は、112点中20点(約18%)であるが、民法は、76点中40点(約53%)というように、択一式よりも、記述式の方が配点が高くなっている。したがって、民法については、記述式を意識した学習を早いうちから始めていくのが得策といえる。

	択一式	記述式	多肢選択式	合計
行政法	/76	/20	/16	/112
民 法	/36	/40	/	/76
基礎知識	一般知識		/	
	諸法令			/56
	情報		/	
	文章理解		/	
	憲 法	/20	/8	/28
	商 法	/20	/	/20
	基礎法学	/8	/	/8

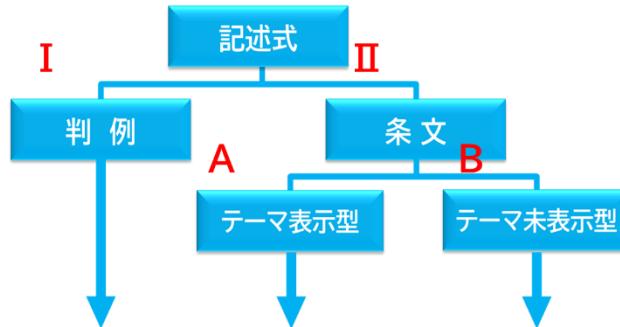
## 2 記述式対策の時期

また、行政書士試験の場合、毎年、記述式次第という人が多いように、記述式を除いた得点が150点前後のボーダーラインの場合、記述式の出来不出来が合否に大きな影響を及ぼすため、記述式対策は、早め早めに始めた方が、合格により近づくといえる。

そこで、記述式対策を早め早めに始める前に、まずは、記述式では、どのようなことが問われているのか、その出題傾向をしっかりと掴むことが大切である。

**2****記述式の傾向と対策****1 記述式の出題**

記述式の出題は、大きく、判例の理由付けを問う判例系（I）と、条文の知識を問う条文系（II）の2つに分類することができる。

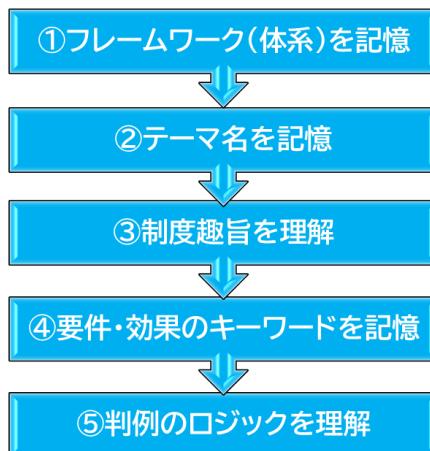
**2 判例系**

判例系（I）では、民法は、令和2年の問題45や令和4年の問題45、行政法は、令和6年の問題44のように、判例の結論ではなく、その結論を導く理由付けを聞いているため、日頃の勉強においても、判例の結論だけでなく、どうしてそのような結論になるのか、その理由付けなど判例のロジックを理解しておくことが重要になる。

日頃の勉強においても、少し長めの判旨が引用されたテキストや判例集などを使って、判例のロジックを理解する学習をしていくことが、そのまま記述式対策になる。

**3 条文系**

他方、条文系（II）は、何のテーマの問題なのか、テーマ名が問題文の中に書かれているテーマ表示型（A）と、何のテーマの問題なのか、テーマ名が問題文の中に書かれていないテーマ未表示型（B）の問題がある。



**3****テーマ表示型とテーマ未表示型****1 テーマ表示型**

民法のテーマ表示型（A）の問題については、条文の要件・効果のキーワードを書かせる問題が中心となっている。重要なテーマの要件・効果については、そのキーワードをしっかりと書けるレベルまで、記憶しておくことが必要となる。

	出題テーマ	出題形式	テーマ
29	問題45 譲渡禁止特約	要件・判例趣旨型	表示型
	問題46 民法724条	要件型	表示型
30	問題45 制限行為能力制度	要件・請求権型	表示型
	問題46 贈与契約の撤回	要件・請求権型	表示型
1	問題45 共有物の管理・変更	要件型	表示型
	問題46 第三者のためにする契約	要件型	未表示型
2	問題45 第三者詐欺	要件型	未表示型
	問題46 背信的悪意者	判例趣旨型	表示型
3	問題45 譲渡制限特約	要件型	表示型
	問題46 土地工作物責任	請求権型	表示型
4	問題45 無権代理と相続	判例趣旨型	表示型
	問題46 債権者代位権の転用	請求権型	未表示型
5	問題45 抵当権に基づく物上代位	要件・請求権型	未表示型
	問題46 請負の契約不適合責任	請求権型	未表示型
6	問題45 動産先取特權	請求権型	未表示型
	問題46 登記請求権の代位行使	請求権型	未表示型

**2 テーマ未表示型**

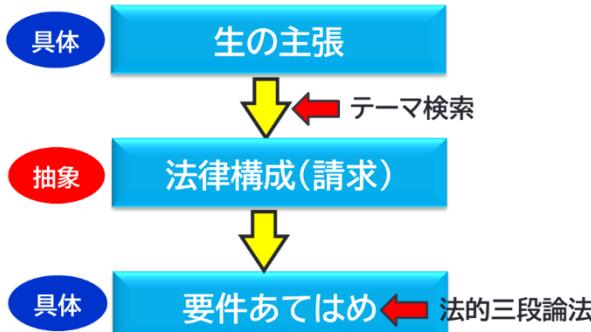
他方、テーマ未表示型（B）の問題については、何のテーマの問題なのか、そのテーマ名を書く必要があるため、テーマ表示型の問題に比べると難易度は高くなる。

本試験において、解答とは全く違うテーマ名を書いてしまったり、何のテーマの話なのか全く分からず、白紙答案となっている人が多いのも、このテーマ未表示型の問題である。

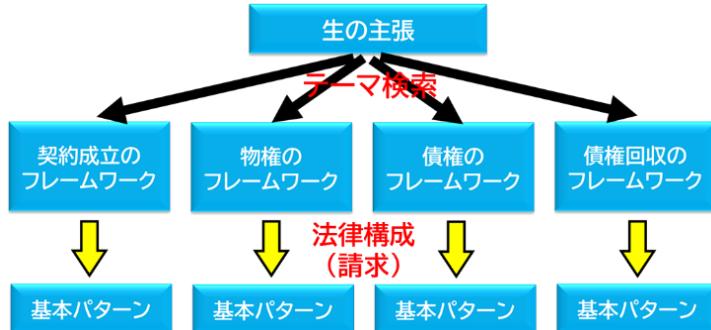
テーマ未表示型（B）の問題の対策としては、択一式の過去問を、単に、○×で何回も繰り返し解くだけの学習ではなく、民法の全体構造を掴む体系的理解が重要になってくる。

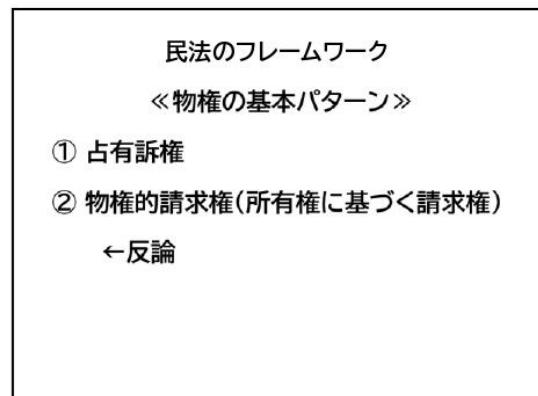
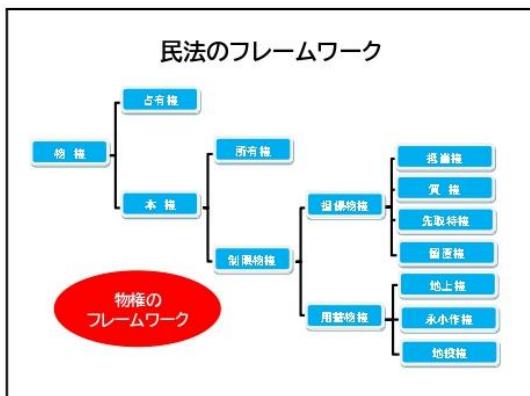
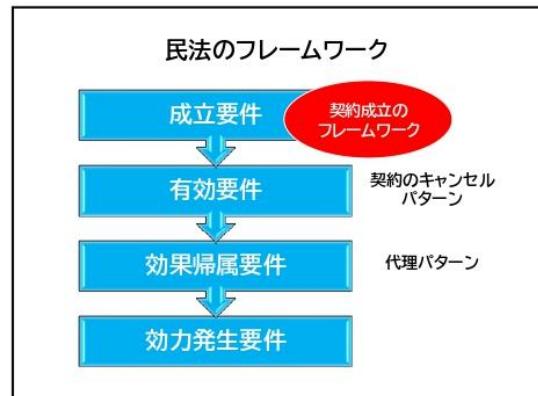
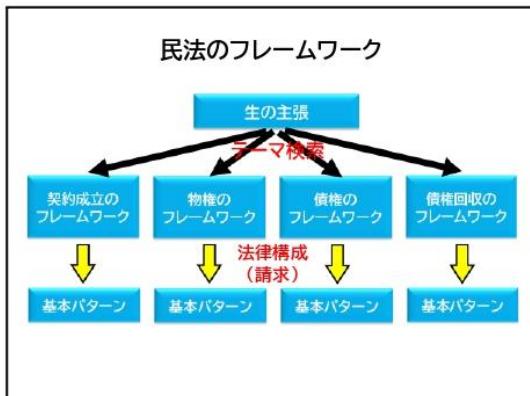
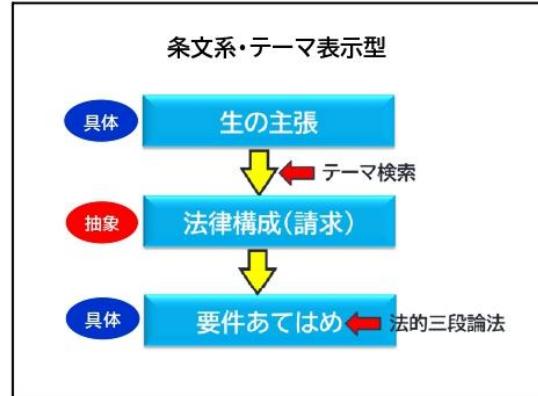
また、本試験では、具体的な事例から抽象的な条文のテーマ名を書かせる具体→抽象型の問題が中心になっているので、日頃の学習においても、少し長めの事例を使ったテーマ検索のトレーニングをしていくと効果的である。

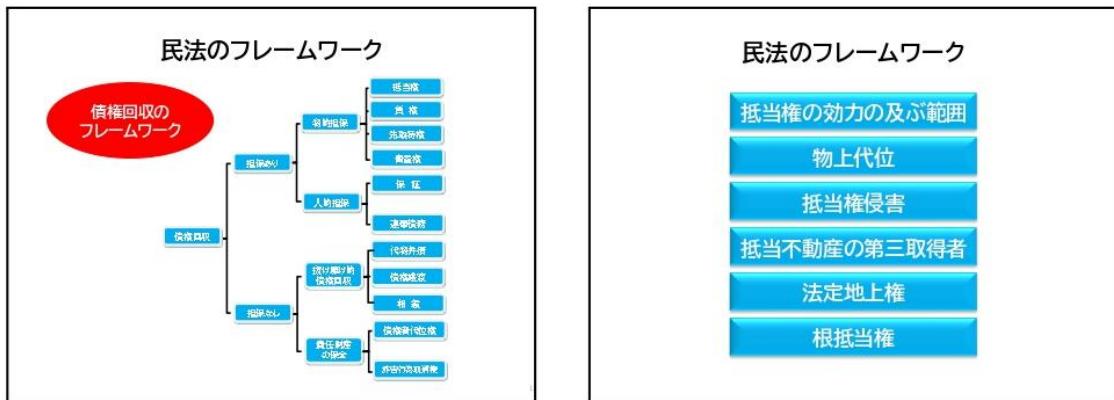
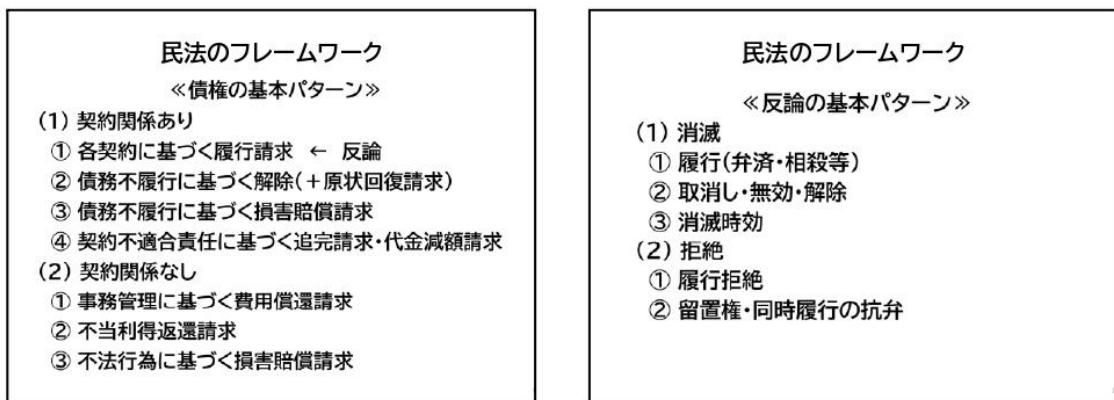
その意味で、日頃の学習において、思考のフレームワークを使ったアタマの使い方（問題の解き方）を習得しておくと効果的である。

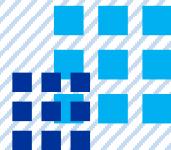


記述式マスター総合講座及びリーダーズゼミ10期生において、問題を解く際の思考のフレームワークと、4つのフレームワークと基本パターンを使った、民法の記述式対策を行っていく。









## 1

## 他人物売買

## 1 意義

売買契約とは、当事者的一方(売主)が、ある財産を、相手方(買主)に移転することを約束し、これに対して買主が、その代金を支払うことを約束する契約をいう(555条)。売買契約は、諾成・双務・有償契約である。

## 2 効力

## (1) 売主の義務

## ① 財産権移転義務

売主は、買主に対して、売買の目的である財産権を移転する義務を負う(555条)。そして、売主は、買主に対し、登記、登録その他の売買の目的である権利の移転についての対抗要件を備えさせる義務を負う(560条)。

## ア 権利取得義務

他人の物の売買契約は、無効な契約ではなく、債権的には有効な契約であるから、他人の権利を売買の目的としたときは、売主は、その権利を取得して買主に移転する義務を負う(561条)。

## イ 買主の権利

目的物の権利の全部が他人に属する場合で、売主が権利移転義務を履行しない場合には、権利に関する契約不適合に関する民法565条の適用はなく、買主は、一般の債務不履行の規定により、損害賠償及び解除をすることになる(415条、541条)。また、履行が可能な場合は、履行請求ができる。

## ② 契約内容に適合した物・権利を移転する義務

売主は、買主に対して、売買契約に基づき、種類・品質・数量に関して契約の内容に適合した物または権利を移転する義務を負う。

## (2) 買主の義務

## ① 代金支払義務

買主は、売主に対して、売買の目的物に対する代金を支払う義務を負う(555条)。

## ② 利息支払義務

買主は、引渡しの日から、代金の利息を支払う義務を負う(575条2項本文)。ただし、代金の支払について期限があるときは、その期限が到来するまで利息を支払うことを要しない(575条2項ただし書)。

**2****94条2項類推適用****1 意義**

94条2項の類推適用とは、虚偽の意思表示や通謀がなくても、虚偽の外觀の作出につき権利者に帰責性がある場合に、虚偽の外觀を信用して取引をした第三者を保護し、もって取引の安全を図る制度のこと(権利外觀法理 最判昭45.9.22)。

**2 要件**

- ① 虚偽の外觀の存在
- ② 真の権利者の帰責性

**判例**

(最判昭 45.9.22)

不実の所有権移転登記の経由が所有者の不知の間に他人の専断によってされた場合でも、所有者が右不実の登記のされていることを知りながら、これを存続せしめることを明示又は默示に承認していたときは、右94条2項を類推適用し、所有者は、その後当該不動産について法律上利害関係を有するに至った善意の第三者に対して、登記名義人が所有権を取得していないことを対抗することはできない。

**③ 第三者の善意****一図表一 第三者の善意**

	意思外形対応型	意思外形非対応型
事案	不実の登記という外形作出についての真の権利者の意思と、作出された外形とが対応する事案	真の権利者が作出しようとした外形とは異なる外形が他人の行為により作出された事案
判例	94条2項を類推適用して、善意の第三者を保護（最判昭45.9.22）。	民法94条2項、同法110条の法意に照らし、仮登記の外觀に基づいてされた本登記を信頼した善意無過失の第三者を保護（最判昭43.10.17）。

**3 効果**

善意の第三者に対して、無効を対抗することができなくなる。

# 3

## 取得時効

### 1 意義

取得時効とは、一定期間占有状態を継続することで、他人の権利を取得することをいう。取得時効の対象となるのは、所有権及び所有権以外の財産権の2つである。

### 2 要件

#### ① 一定期間

占有開始時において、占有者が善意・無過失であったときは10年間、占有者が悪意または善意・有過失であったときは20年間、所有の意思をもって平穏公然と占有を継続すれば、取得時効が認められる。

「善意」とは、自己の所有であると信じることをいい、「無過失」とは、自己の所有と信じるにつき過失がなかったことをいう。この善意は、186条1項によって推定される。しかし、無過失は推定されない。

#### ② 所有の意思

占有は、所有の意思のある占有、すなわち自主占有でなければならない。所有の意思の有無は、占有の取得原因から客観的に判断される。そのため、賃貸借契約によって占有を開始した賃借人には、所有の意思は認められない。なお、占有者には186条1項によって所有の意思が推定される。

#### ③ 平穏かつ公然

「平穏」とは、強迫や暴力によらない占有をいい、「公然」とは、秘匿していないことをいう。186条1項により推定される。

#### ④ 他人の物

自己の所有物でも時効取得は可能である。したがって、自己物についても時効取得することができる(最判昭42.7.21)。

#### ⑤ 占有したこと

占有は20年間、または10年間継続していることが必要である。前後の両時点での占有を立証できれば、占有はその間継続したものと推定される(186条2項)。

占有の承継人は、前主の占有を承継することもできる。つまり、占有の承継人は自己の占有のみを主張してもよいし、自己の占有に前主の占有を併せて主張してもよい(187条1項)。ただし、前主の占有も承継する場合には、瑕疵(所有の意思の欠缺、悪意、過失など)も一緒に承継される(187条2項)。

### 3 効果

時効取得の効果は、原始取得である。原始取得とは、何の瑕疵や負担のないきれいな所有権を取得することをいう。すなわち、前主の下で抵当権が付着していたとしても、これが消滅し、何の負担もついていない所有権を取得することとなる。

# 4

## 留置権

### 1 意義

留置権とは、他人の物の占有者がその物に関して生じた債権を有する場合に、その債権の弁済を受けるまでその物を留置することにより、債権の弁済を強制する権利をいう(295条)。

### 2 性質

留置権は、法定担保物権であり、付従性・随伴性・不可分性が認められるが、優先弁済効は認められない。そのため、優先弁済効がある担保物権に認められている物上代位性も認められないこととなる。

### 3 成立要件

#### ① 留置権者が他人の物を占有していること

他人の物とは、被担保債権の債務者の所有物に限らず、第三者所有物でもよい(最判昭47.11.16)。

#### ② 物に関して生じた債権であること(牽連性)

留置権によって保全される債権は、その物に関して生じたものでなければならない。これを、債権と物の牽連性という。

一般的には、①債権が物自体から生じた場合と、②債権が物の返還義務と同一の法律関係または事実関係から生じた場合の2つに分けて解釈の基準としている。

一図表一 牽連性

判例が肯定したもの	判例が否定したもの
<p>① 費用償還請求権 賃借人が借りている建物に必要費・有益費を加えた場合、費用のみならず建物全体を留置できる(最判昭14.4.28)。</p> <p>② 建物買取請求権 建物買取請求権に基づく代金債権を被担保債権として、建物を留置し、その反射的効果として土地も留置することができる(大判昭18.2.18)。</p> <p>③ 譲渡担保事例 譲渡担保権設定者は、譲渡担保権の実行として譲渡された不動産を取得した者からの明渡請求に対し、譲渡担保権者に対する清算金支払請求権を被担保債権とする留置権を主張することができる(最判平9.4.11)。</p>	<p>① 造作買取請求権 造作買取請求権に基づく代金債権を被担保債権として建物を留置することはできない(最判昭29.1.14)。</p> <p>② 敷金返還請求権 敷金返還請求権を被担保債権として建物を留置することはできない(最判昭49.9.2)。</p> <p>③ 二重譲渡事例 不動産が二重売買され、第二買主が先に所有権移転登記を経由したため、第一買主が所有権を取得できなくなったことにより、売主に対し取得した履行不能による損害賠償債権を被担保債権として不動産を留置することはできない(最判昭43.11.21)。</p> <p>④ 他人物売買事案 他人の物の売買による買主が、その物の眞の所有者から返還請求を受けた場合に、売主の債務不履行に基づく損害賠償債権を被担保債権として他人の物を留置することはできない(最判昭51.6.17)。</p>

### ③ 留置権者の被担保債権が履行期にあること

留置権は物から生じた債権を担保するためのものなので、被担保債権が弁済期に達していない以上成立させる必要はないからである。

なお、有益費償還請求について、裁判所が期限の利益を許与した場合(196条2項)には、弁済期が到来していても占有者は留置権を失うことになる。

### ④ 占有が不法行為によって始まったものではないこと

判例は、当初適法に有していた占有権原を後に失って、もはや占有すべき権利のないことを知りながら、他人の物を占有する場合も、本条2項が類推適用されるとしている(大判大10.12.23、最判昭46.7.16)。

## 4 効力

弁済を受けるまでは目的物を留置することができる(295条1項)。一部弁済の場合には、全部が弁済されるまで目的物の全部を留置できる(不可分性 296条)。また、目的物に果実が生じたときは、果実を收受して優先弁済に充てることができる(297条1項)。

訴訟において、原告からの物の引渡請求に対し、被告が抗弁として留置権を主張した場合、原告敗訴判決ではなく、引換給付判決がなされる。

## 5 留置権者の義務

留置権者は、善良な管理者の注意をもって目的物を留置しなければならない(298条1項)。また、債務者の承諾なくして目的物の使用・賃貸・担保権設定はできない(同条2項本文)。ただし、保存に必要な使用は許される(同項ただし書)。留置権者がこの保管義務に反した場合には、債務者は留置権の消滅を請求しうる(298条3項)。

## 6 留置権者の権利

留置権者が目的物につき、必要費を支出した場合には、所有者にその償還を求めることができ(299条1項)、有益費を支出した場合には、価格の増加が現存する場合に限り、所有者の選択に従い、支出金額または増価額の償還を求めることができる(299条2項)。この場合、所有者の請求により、裁判所は、相当の期限を許与することができる(299条2項ただし書)。

## 1 意義

無権代理とは、代理人として行為する者に代理権がないことをいう。初めから代理権が全くない場合や、代理権の範囲を超えた行為をした場合がある。

## 2 効果

### (1) 原則

無権代理行為の効果は、本人に帰属しない(99条、113条1項)。

### (2) 例外

①本人の追認がある場合、②表見代理が成立する場合には、例外として、本人に効果帰属する。

## 3 本人が採りうる手段

### (1) 追認

本人が無権代理行為を追認すれば、本人に効果が帰属する(113条1項)。無権代理行為であっても、本人にとって有利な場合もあるからである。追認は、別段の意思表示がない場合、契約の時に遡ってその効力を生じる(116条本文)。ただし、第三者の権利を害することはできない(116条ただし書)。

なお、追認は、相手方に対してしなければ、その相手方に対抗することはできない。もつとも、相手方が追認のあったことを知ったときは、対抗することができる(113条2項)。

### (2) 追認拒絶

本人が追認を拒絶すれば、無権代理行為は本人に効果帰属しない。

## 4 相手方が採りうる手段

### (1) 催告権

本人が追認するか否かの態度を示していない場合、相手方は不安定な地位に置かれることになる。そこで、相手方は、本人に対し、相当期間を定めて追認するか否かを確答すべき旨の催告をすることができる。この場合において、本人が確答しない場合には、追認を拒絶したものとみなされる(114条)。

### (2) 取消権

善意の相手方は、本人が追認しない間、無権代理行為を取り消すことができる(115条)。

### (3) 表見代理の主張

### (4) 無権代理人への責任追及

#### ア 意義

無権代理人の責任は、相手方の保護と代理制度の信用保持のために法律が特別に定めた無過失責任である。

#### イ 要件(117条)

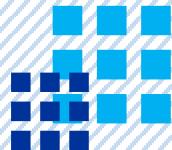
##### ① 他人の代理人として契約をしたこと

- ② 代理人が自己的代理権を証明することができないこと
- ③ 本人の追認がないこと
- ④ 免責事由
  - i 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が知っていたとき
  - ii 他人の代理人として契約をした者が代理権を有しないことを相手方が過失によつて知らなかつたとき。ただし、他人の代理人として契約をした者が、自己に代理権がないことを知っていたときは、この限りでない。
  - iii 他人の代理人として契約をした者が行為能力の制限を受けていたとき

#### ウ 効果

相手方の選択により、履行または損害賠償の責任を負う(117条1項)。なお、このときの損害賠償の内容は、履行利益である。

【MEMO】



## 1

## 履行請求権

## 1 意義

履行請求権とは、債権者が債務者に対して、債務の履行を請求する権利をいう。たとえば、上記事例において、売主Aが、甲建物を引き渡さない場合、買主Bは、売主Aに対して、甲建物の引渡しを請求することができる。

改正前民法では、履行請求権を認める明文の規定はありませんでしたが、履行請求権は、債権に内在する権利として、債権の発生により、当然に認められるものと解されていました。



改正民法においても、履行請求権を認める明文の規定は設けられませんでしたが、「債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、債権者は、その債務の履行を請求することができない」という改正民法412条の2第1項の規定によって、債権者が履行請求権を有することができます。

## 2 履行請求権の限界

履行請求権は、債権に内在する権利として、債権の発生により、当然に認められる権利である。したがって、債権があるときは、履行請求権もあることになる。

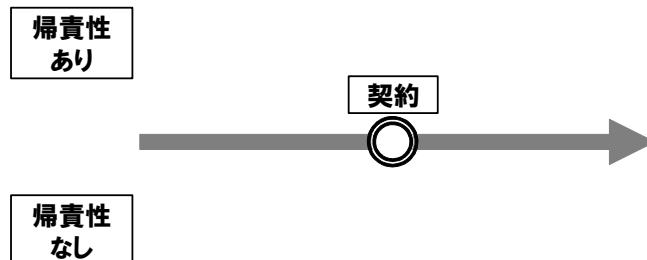
もっとも、債権者は、債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であるときは、その債務の履行を請求することができない(民法412条の2第1項)。このように、履行不能の場合には、履行請求権は認められない。

## —図解— 特定物の全部滅失パターン

## 《特定物の全部滅失パターン》

原始的不能

後発的不能



## 1 意義

損害賠償請求権とは、債務者に対して、債務の不履行によって生じた損害の賠償を請求することができる権利をいう。民法415条1項は、債務者がその債務の本旨に従つた履行をしないときは債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができるとしている。

## 2 要件

### ① 債務不履行の存在

債務不履行があると認められるためには、その前提として、契約などの債務の発生原因から債務が発生していることが必要であり、その上で、その債務が内容通りに履行されていないことが必要である。

### ② 損害の発生

債務不履行があったとしても、損害が発生しなければ、債務不履行に基づく損害賠償請求は認められない。

損害とは、債務不履行がなかったとすれば、債権者が有していたであろう財産の額と、債務不履行があった結果として、債権者が有している財産の額の差額をいう(差額説)。

### ③ 債務不履行と損害との因果関係

債務不履行に基づく損害賠償責任が認められるためには、債務不履行と損害との間に因果関係があることが必要である。

因果関係とは、債務不履行がなければ、損害が生じなかつたであろうという関係のことをいう。

### ④ 債務者の責めに帰することができない事由の不存在(免責事由)

債務不履行が、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、債務者は、損害賠償責任を負わない(415条1項ただし書)。

債務者の免責が認められるか否かは、「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」、すなわち、契約その他の当該債務の発生原因をめぐる一切の事情に基づき、当該取引に関する取引通念をも勘案して判断される。債務者に帰責事由がないことを債務者が主張・立証すれば免責される。

## 3 効果

### (1) 遅延賠償・填補賠償

遅延賠償とは、履行が遅れたことによる損害の賠償をいい、填補賠償とは、履行に代わる損害の賠償をいう。

履行が可能な場合、債権者は、履行請求と遅延賠償の請求をすることができ、履行が不能な場合、填補賠償を請求することができる。もっとも、次の①②の場合には、履行が可能な場合でも、履行が不能な場合と同様に、履行に代わる損害の賠償(填補賠償)を請求することができる(415条2項)。

- ① 債務者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- ② 債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、または債務の不履行による契約の解除権が発生したとき

## (2) 損害賠償の範囲

### ア 通常損害

通常損害とは、債務不履行から通常生じる損害をいう(416条1項)。通常損害については、それが発生している限り、特に予見可能性を問題とすることなく損害賠償の範囲に含まれる。

### イ 特別損害

特別損害とは、特別の事情によって生じた損害をいう(416条2項)。特別損害については、当事者が、その事情を予見すべきであったときは、債権者は、その賠償を請求することができる。ここでの予見の主体は、債務者であり、予見の対象は、特別の事情であり、予見の時期は、債務不履行時である。

## (3) 代償請求権

### ア 意義

代償請求権とは、債務者が、その債務の履行が不能となったのと同一の原因により、債務の目的物の代償である権利または利益を取得したときに、債権者が、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転またはその利益の償還を請求することができる権利をいう(422条の2)。

### イ 趣旨

債務者が履行不能によって債権者に対する履行義務を免れる一方で、履行不能を原因として権利・利益を得るのは不当であるから、それを債権者に償還させることが公平であることに基づく制度である。

### ウ 要件

- ① 履行不能
- ② 目的物の代償である権利または利益を債務者が取得したこと
- ③ ②が履行不能と同一の原因によること
- ④ 代償以上の損害の発生

### エ 効果

債権者は、その受けた損害の額の限度において、債務者に対し、その権利の移転またはその利益の償還を請求することができる。

# 3

## 契約の解除

### 1 意義

契約の解除とは、契約締結後、当事者の一方の意思表示によって、その契約の効力を当初に遡って消滅させる制度をいう。

### 2 趣旨

契約の解除は、債務不履行をされた債権者を、契約の拘束力から解放するための制度である。したがって、契約の解除が認められるためには、債務者の責めに帰すべき事由は、不要である。



改正前民法では、債務者に、債務不履行について帰責事由がないときは、契約の解除をすることができないと解されてきました。

しかし、解除制度は、債務者にサンクション（制裁）を課すための制度ではなく、債務不履行により、債務の履行を得られない債権者を契約の拘束力から解放するための制度であると理解されるようになりました。

そこで、改正民法では、契約の解除が認められるための要件として、債務者の帰責事由は不要としています。

### 3 解除の要件

#### (1) 催告による解除

##### ① 債務の不履行があること

債務の不履行とは、債務者がその債務の本旨に従った履行をしないこと、または、履行不能をいう。典型例として、債務者に履行遅滞がある場合がある。

##### ② 相当の期間を定めて催告すること

「催告」とは、債務者に対して債務の履行を請求する意思の通知をいう。

「相当の期間」とは、債務者が履行期までに履行の準備をしていることを前提に、その後の履行を完了するのに必要な猶予期間をいう。

もともと、相当の期間を定めないで催告をした場合(最判昭29.12.21)や不相當に短い期間を定めた催告も有効であり(大判昭2.2.2、最判昭31.12.6)、客観的にみて相当な期間を経過すれば解除権は発生する。

##### ③ 催告の期間内に履行がされなかつたこと

履行せずに期間が満了した時、または期間内に履行拒絶の意思表示により履行しないことが明確になった時に、解除権が発生する。

##### ④ 債務不履行が軽微でないこと

催告期間を経過した時における債務の不履行が、その契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、解除権は発生しない(541条ただし書)。債務不履行が軽微であれば、債権者は、履行請求や追完請求、あるいは損害賠償請求をすることで、十分な救済を受けることができるからである。

#### (2) 催告によらない解除

##### ア 全部解除

債権者は、次の①～⑤の場合には、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることがで

きる(542条1項各号)。

**① 債務全部の履行不能(1号)**

履行が不能であるかどうかは、物理的不能だけでなく、一般的の取引観念にしたがって判断する。たとえば、不動産の二重譲渡がなされた場合、第二譲受人に移転登記がなされたときは、第一譲受人の移転登記請求権は、取引観念上、履行不能となる(最判昭35.4.21)。なお、履行不能には、後発的不能のみならず、原始的不能も含む。

**② 債務全部の履行を拒絶する意思の明確な表示(2号)**

債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したときは、契約目的の達成は不可能であるため、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

**③ 債務の一部の履行不能または履行拒絶(3号)**

債務の一部の履行が不能である場合または債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないときは、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

**④ 定期行為(4号)**

定期行為とは、契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない契約をいう。定期行為において、債務者が履行をしないでその時期を経過したときは、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

**⑤ その他契約目的達成が不可能な場合(5号)**

①～④の場合のほか、債務者がその債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるときは、催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

**イ 一部解除**

債権者は、次の①②の場合には、催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。

**① 債務の一部の履行不能(1号)**

**② 債務の一部の履行を拒絶する意思の明確な表示(2号)**

**4 債権者の帰責事由による債務不履行**

債務の不履行が債権者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、債権者は、催告による解除も催告によらない解除もすることができない(543条)。債権者に責めに帰すべき事由がある場合、債権者を契約の拘束力から解放するのは、当事者の公平に反するからである。

## 1 意義

危険負担とは、双務契約において、一方の債務が履行不能である場合、債権者が債務者からの反対債務の履行請求を拒絶することができるか否かという問題をいう。

## 2 要件

### ① 債務を履行することができなくなったこと

債務を履行することができなくなったことは、債務の履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして不能であることをいう(412条の2第1項)。

### ② 当事者双方の責めに帰することができない事由によること

債務者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときも、反対給付の債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

## 3 効果

### (1) 原則

当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる(536条1項)。

もつとも、債権者は、反対給付の履行を拒むことができるだけであって、反対債務は消滅しない。したがって、反対債務を消滅させたければ、債権者は、履行不能を理由として、契約を解除しなければならない(542条1項1号)。

### (2) 例外

債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない(536条2項前段)。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない(536条2項後段)。

また、債権者の受領遅滞後の不可抗力による不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる(413条の2第2項)。

## 1 意義

受領遅滞とは、債務者が履行の提供をしたにもかかわらず、債権者が受領その他の協力をしないことをいう(413条)。

## 2 法的性質

判例は、基本的には、債権者には、目的物の受領義務がないことを前提に、受領遅滞の責任は、信義則上法が特別に認めた法定責任(法定責任説)であるとする。なお、判例には、売買契約における買主に、その契約に基づく義務として、目的物の引取義務を認めたものがある。

## 3 要件

### ① 債務の本旨に従った履行の提供(弁済の提供)があること

弁済の提供は、現実の提供が原則であるが、債権者があらかじめ受領を拒み、または債務の履行につき債権者の行為を要するときは、口頭の提供で足りる(493条)。

### ② 債権者がその提供を拒み、または受領することができないこと

## 4 効果

### ① 保管義務の軽減

特定物の引渡しを目的とする債務について受領遅滞があったときは、債務者の保存義務は、自己の財産に対するのと同一の注意義務に軽減される(413条1項)。

### ② 増加費用の債権者負担

債権者の受領遅滞によって、その履行の費用が増加したときは、その増加額は、債権者の負担となる(413条2項)。

### ③ 債権者への危険の移転

債権者の受領遅滞があった場合において、履行の提供があった時以後に当事者双方の責めに帰することができない事由によってその債務の履行が不能となったときは、その履行の不能は、債権者の責めに帰すべき事由によるものとみなされる(413条の2第2項)。

その結果、双務契約において、債権者は、債務者からの反対債務の履行請求を拒むことができず(536条2項)、履行不能を理由として、契約の解除をすることができなくなる(543条)。



**Readers ⇒ Leaders**

リーダーズ総合研究所